

全タク連発第174号
令和4年1月7日

協会長 各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の制定等について

今般、令和3年度補正予算による標記の補助金について、国土交通省より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

タクシー事業に関しては、電気タクシー（プラグインハイブリッド自動車を除く。）及び充電設備が対象とされており、申請にあたって必要となる交付予定枠の申し込み期間は、令和4年1月14日から同月28日までとされています。

本事業に関する詳細については、下記の国土交通省ホームページに掲載されておりますので、併せてお知らせいたします。

貴協会におかれましては、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

記

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000040.html

国自技環第134号の2
令和4年1月7日

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局技術・環境政策課長

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年1月7日付け国自技環第131号、国自旅第380号、国自貨第89号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年1月7日付け国自技環第132号、国自旅第381号、国自貨第88号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和4年1月14日から令和4年1月28日まで

(2) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和3年12月20日から令和4年2月28日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和4年1月31日までに登録されたものにあつては、令和4年2月28日までに申請受付期間とする。